

こぶし

第 6 号 2013 年 11 月 27 日
高知大学教職員組合中央執行委員会機関紙
朝倉・物部地区内線 1159 外線 844-1489
E-mail: union@mb4.seikyoku.ne.jp
<http://kuunion.cocolog-nifty.com/blog/>

学長による「学生の 1/3 は学習障害」発言について

中央執行委員会は、学長の発言について 9 月 11 日に申し入れを行いました。
学長からの回答は 10 月 9 日にあり、組合ブログと学内グループウェアに掲載しました。
学長の意見をご覧になった方からコメントをいただきましたので、申し入れ、回答とともに掲載します。

(申し入れ)

第 57 回教育研究評議会において学長から「この大学の学生の 3 分の 1 は学習障害です。私は小児科医なのでわかります」との発言があったと報告されています。

この発言には、おおくのかたから疑念の声があがっているところですが、もしも事実と異なるところがあるとすれば、学生への人権問題となりかねない重大な発言だと考えます。

そこで、「3 分の 1」という数字の根拠、および、その「3 分の 1」の学生がもつとされる「学習障害」の内容についての説明を求めることといたしました。

多忙なところ恐縮ですが、文書にての回答をお願いします。

また、回答は申し入れの日からひと月以内をお願いいたします。

(回答)

留年率の引き下げ、就職率の向上、早期退職率の引き下げなど現在本学の課題として考えられている事項について、対応が遅れている状況に鑑み、原因を考えた際、一つの要素として「多分、うちの大学生の、学生の 3 割が発達障害です」として発言を致しました。

この際に述べた、「発達障害」という言葉の意味としては、病気や生まれつきの障害をさして発言したのではなく、それ自体は病気ではなく個性の一つとの認識を前提としたものです。

また、上記の者の留年率の引き下げ、就職率の向上、早期退職率の引き下げを行うためには、アドバイザー制度、ゼミ制度などで、学生に対する今以上の教育ケアが必要になり、早急に目に見える結果を出すということに対して「私は小児科医として、不可能だと思います。」として発言を致しました。

なお、3 割という数字については、文部科学省などの調査結果などではなく、教員として長年学生に接してきた中で感じてきた感覚的なものであります。

学長の意見について「障害」を研究している立場から、以下のコメントを示します。

・障害個性論について

回答に「教員として長年学生に接してきた感覚」と書かれているため、「教育者」における障害個性論の危うさを指摘したいと思います。大前提として、教育者は障害を「個性」と捉えてはいけないのです。なぜなら「個性」は尊重・伸長すべきものではあっても、軽減・克服するもの

ではないからです。学生の困難性を「個性」とするのであれば、困難性の軽減・克服の可能性を放棄することになります。学生の困難性を発見しつつも適切な指導・介入を行わないのは教育者ではありません。また「個性」は不可侵であるため、個性として困難性が顕在化しても、介入することはできません。その結果、障害個性論では困難性の原因を「個人の問題」として「自己責任」に帰すこととなります。以上のことから「発達障害」として学生を見た場合、大学における教育の可能性、指導の必要性の放棄につながるため、高知大学の教育力の低下につながると考えます。

・「障害」という用語を使用することの意味について

日本において「障害」は依然ネガティブなレッテル貼りになります。「障害があってもみんなと同じ」という「感覚」は、残念ながら日本ではまだ十分に醸成されておりません。それゆえ、障害を告知された本人・保護者は落ち込み、苦しみます。障害を告知するだけでなく、同時に支援策が示されないと奈落の底に突き落とされるだけです。そのため現在、教育現場では「障害」ではなく「困難性」や「困り感」という用語を用いるとともに、周りがいかに支援するかを同時に示し、子どもの困り感に寄り添おうとしています。高知大学も学生の困り感に対する支援策の具体化こそが重要なのではないのでしょうか。

・障害と分離・排除について

前述の現場の努力があっても、まだまだ日本では、知的な遅れが無い発達障害児であっても、問題が起こった場合には分離的教育措置である特別支援学級や特別支援学校での「特別」な対応が必要ではないかと安易に考えられる傾向があります。大学で言うなら退学・留年・就職困難という問題が起こったときに「高知大学に合わなかったから他の場所で」と安易に排除することになりかねません。高知大学に入ってきてくれた学生には最大限高知大学でできる事を一緒に考えることが世界的潮流であるインクルーシブ教育(包容する教育)につながると考えます。

・障害と指導の放棄について

「障害があっても普通」という感覚がない為、本人も周囲の人も障害は乗り越えられないこと、仕方がないこと、どうしようもないこと、触れてはいけないこと考えてしまい、本人の意欲を引きだすかわりが阻害されます。障害という用語を用いるには繰り返しになりますが、本人に対する障害告知の重要性を考慮するとともに、どのような苦手さがあるかのみならず、どのようにすればその苦手さを克服できるのかの対応策がなければすべて「障害」だからしょうがない、と周りも本人もあきらめる結果につながります。高知大学で学生に向き合うべき教員が先に諦めてはいけないと思います。

・障害の不可能性

もし障害があるとしても、障害自体の改善は困難かもしれませんが、障害特性に伴う学習上・生活上の困難を改善・軽減することは教育の目的であり、可能です。障害があれば不可能というのであれば、教育や個人の成長の否定になり、大学が教育機関ではなくなります。

・3割という表現について

文部科学省は、標本児童生徒数 53,882 人の調査に基づいて、小学校と中学校の通常学級で学ぶ発達障害児が 6.5%であるという数値を示しました

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/_icsFiles/afieldfile/2012/12/10/132872_9_01.pdf。その全員が義務教育ではない大学まで進学するわけではないため、大学における発達障害の割合は 6.5%よりも低くなると思われます。「教員として長年学生に接してきた感覚」とは何人を母数にして、発達障害の「個性」をもつと判断したかの根拠があいまいだと考えます。